岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年３月31日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第37号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第１章・第２章　［略］	第１章・第２章　［略］
第３章　出先機関	第３章　出先機関
第１節・第２節　［略］	第１節・第２節　［略］
第３節　広域振興局以外の出先機関	第３節　広域振興局以外の出先機関
第１款　［略］	第１款　［略］
	第２款　政策地域部に属する出先機関（第31条の２）
第２款　［略］	第３款　［略］
第３款　［略］	第４款　［略］
第４款　［略］	第５款　［略］
第５款　［略］	第６款　［略］
第６款　［略］	第７款　［略］
第４節　［略］	第４節　［略］
第４章～第６章　［略］	第４章～第６章　［略］
附則	附則
（総務部の分課等及びその分掌事務）	（総務部の分課等及びその分掌事務）
第７条　［略］	第７条　［略］
２　総務室の分掌事務は、次のとおりとする。	２　総務室の分掌事務は、次のとおりとする。
［略］	［略］
放射線影響対策担当の分掌事務	放射線影響対策担当の分掌事務
（１）・（２）　［略］	（１）・（２）　［略］
	事務処理指導担当の分掌事務
	（１）　事務処理の適正化の総合的な企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
３　人事課の分掌事務は、次のとおりとする。	３　人事課の分掌事務は、次のとおりとする。
給与人事担当の分掌事務	給与人事担当の分掌事務
（１）～（７）　［略］	（１）～（７）　［略］
	（８）　職員の能力開発に関すること。
（８）　［略］	（９）　［略］
組織行革担当の分掌事務	行政経営担当の分掌事務
（１）～（３）　［略］	（１）～（３）　［略］
（４）　職員の能力開発に関すること。	
（５）　［略］	（４）　［略］
（６）　［略］	（５）　［略］

（７）　［略］	（６）　［略］
４　［略］	４　［略］
５　法務学事課の分掌事務は、次のとおりとする。	５　法務学事課の分掌事務は、次のとおりとする。
法務担当の分掌事務	法務担当の分掌事務
（１）～（９）　［略］	（１）～（９）　［略］
(10)　行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。	
(11)　行政文書事務の研究、調査及び指導に関すること。	
(12)　行政文書の受領、配布及び発送に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。	
(13)　行政文書の保存に関すること。	
(14)　公印に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。	
(15)　毛筆浄書に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。	
(16)　［略］	(10)　［略］
私学・情報公開担当の分掌事務	私学・情報公開担当の分掌事務
（１）・（２）　［略］	（１）・（２）　［略］
（３）　認定こども園に関すること。	
（４）　［略］	（３）　［略］
（５）　［略］	（４）　［略］
	（５）　行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。
	（６）　行政文書事務の研究、調査及び指導に関すること。
	（７）　行政文書の受領、配布及び発送に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
	（８）　行政文書の保存に関すること。
	（９）　公印に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
	(10)　毛筆浄書に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
（６）　［略］	(11)　［略］
行政情報化推進担当の分掌事務	
（１）　行政情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。	
法務指導担当の分掌事務	法務指導担当の分掌事務
（１）　［略］	（１）　［略］
６・７　［略］	６・７　［略］
８　総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。	８　総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。
防災危機管理担当の分掌事務	防災危機管理担当の分掌事務
（１）～（７）　［略］	（１）～（７）　［略］
	（８）　災害救助法の適用に関すること。
（８）　［略］	（９）　［略］

（９）　［略］	(10)　［略］
(10)　［略］	(11)　［略］
(11)　［略］	(12)　［略］
(12)　［略］	(13)　［略］
(13)　［略］	(14)　［略］
(14)　［略］	(15)　［略］
(15)　［略］	(16)　［略］
(16)　［略］	(17)　［略］
［略］	［略］
９　［略］	９　［略］
10　総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。	10　総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。
職員福祉担当の分掌事務	職員福祉担当の分掌事務
（１）～（５）　［略］	（１）～（５）　［略］
（６）　地方職員共済組合及び財団法人岩手県職員互助会（昭和47年４月１日に財団法人岩手県職員互助会という名称で設立された法人をいう。）に関すること。	（６）　地方職員共済組合及び一般財団法人岩手県職員互助会に関すること。
（７）　［略］	（７）　［略］
［略］	［略］
（政策地域部の分課及びその分掌事務）	（政策地域部の分課及びその分掌事務）
第８条　政策地域部に次の室及び課を置く。	第８条　政策地域部に次の室及び課を置く。
（１）～（３）　［略］	（１）～（３）　［略］
（４）　ＮＰＯ・文化国際課	（４）　情報政策課
（５）　［略］	（５）　［略］
	（６）　科学ＩＬＣ推進室
２　政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。	２　政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。
［略］	［略］
評価担当の分掌事務	評価担当の分掌事務
（１）・（２）　［略］	（１）・（２）　［略］
ＩＬＣ推進担当の分掌事務	
（１）　国際リニアコライダー計画の推進並びに調査及び情報収集に関すること。	
調整担当の分掌事務	調整担当の分掌事務
（１）～（５）　［略］	（１）～（５）　［略］
［略］	［略］
管理担当の分掌事務	管理担当の分掌事務
（１）・（２）　［略］	（１）・（２）　［略］
	（３）　先端科学技術研究センターに関すること。
３・４　［略］	３・４　［略］
５　ＮＰＯ・文化国際課の分掌事務は、次のとおりとする。	
ＮＰＯ担当の分掌事務	
（１）　社会貢献活動の促進の総括に関すること。	

（２）　特定非営利活動法人に関すること。	
（３）　いわて県民情報交流センターの管理に関すること。	
（４）　ＮＰＯ活動交流センターの運営に関すること。	
（５）　社会貢献活動支援審議会に関すること。	
文化振興担当の分掌事務	
（１）　文化芸術振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。	
（２）　生活文化に関すること。	
（３）　国際交流及び国際協力に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。	
（４）　国際交流センターの運営に関すること。	
（５）　一般旅券の発給に関すること。	
（６）　文化芸術振興審議会に関すること。	
	５　情報政策課の分掌事務は、次のとおりとする。
	地域情報化担当の分掌事務
	（１）　地域情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。
	情報システム担当の分掌事務
	（１）　行政情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。
６　地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。	６　地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。
［略］	［略］
交通担当の分掌事務	交通担当の分掌事務
（１）　［略］	（１）　［略］
地域情報化担当の分掌事務	
（１）　地域情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。	
	７　科学ＩＬＣ推進室の分掌事務は、次のとおりとする。
	科学技術担当の分掌事務
	（１）　科学技術の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
	（２）　試験研究の総括に関すること。
	（３）　知的財産に関すること（ものづくり自動車産業振興課の主管に属するものを除く。）。
	ＩＬＣ推進担当の分掌事務
	（１）　国際リニアコライダーの建設の実現に関する企画及び調整並びに推進に関すること。
（環境生活部の分課及びその分掌事務）	（環境生活部の分課及びその分掌事務）
第９条　環境生活部に次の室及び課を置く。	第９条　環境生活部に次の室及び課を置く。
（１）～（４）　［略］	（１）～（４）　［略］
（５）　青少年・男女共同参画課	

（６）　［略］ （７）　［略］	（５）　［略］ （６）　［略］ （７）　若者女性協働推進室
２　環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。 ［略］ 管理担当の分掌事務 （１）・（２）　［略］ （３）　食肉衛生検査所及び県民生活センターに関すること。 ［略］	２　環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。 ［略］ 管理担当の分掌事務 （１）・（２）　［略］ （３）　食肉衛生検査所、環境保健研究センター及び県民生活センターに関すること。 ［略］
３～５　［略］	３～５　［略］
６　青少年・男女共同参画課の分掌事務は、次のとおりとする。 青少年・男女共同参画担当の分掌事務 （１）　青少年対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 （２）　男女共同参画に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 （３）　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 （４）　青少年問題協議会、青少年環境浄化審議会及び男女共同参画審議会に関すること。 若者活躍支援担当の分掌事務 （１）　若者の活躍を支援する施策の企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。	
７　［略］	６　［略］
８　廃棄物特別対策室の分掌事務は、次のとおりとする。 ［略］ 災害廃棄物処理企画担当の分掌事務 （１）　東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること（災害廃棄物処理技術担当の主管に属するものを除く。）。 ［略］	７　廃棄物特別対策室の分掌事務は、次のとおりとする。 ［略］ 災害廃棄物処理管理担当の分掌事務 （１）　東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理の管理に関すること（災害廃棄物処理技術担当の主管に属するものを除く。）。 ［略］
	８　若者女性協働推進室の分掌事務は、次のとおりとする。 青少年・男女共同参画担当の分掌事務 （１）　青少年対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 （２）　男女共同参画に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 （３）　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

	（４）　青少年問題協議会、青少年環境浄化審議会及び男女共同参画審議会に関すること。 ＮＰＯ・文化国際担当の分掌事務 （１）　社会貢献活動の促進の総括に関すること。 （２）　特定非営利活動法人に関すること。 （３）　文化芸術振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 （４）　生活文化に関すること。 （５）　国際交流及び国際協力に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 （６）　一般旅券の発給に関すること。 （７）　いわて県民情報交流センターの管理に関すること。 （８）　社会貢献活動支援審議会に関すること。 （９）　文化芸術振興審議会に関すること。 若者活躍支援担当の分掌事務 （１）　若者の活躍を支援する施策の企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
（保健福祉部の分課及びその分掌事務）	（保健福祉部の分課及びその分掌事務）
第10条　保健福祉部に次の室及び課を置く。	第10条　保健福祉部に次の室及び課を置く。
（1）～（5）　［略］	（1）～（5）　［略］
（６）　児童家庭課	（６）　子ども子育て支援課
（７）　［略］	（７）　［略］
２　保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。	２　保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。
［略］	［略］
企画担当の分掌事務	企画担当の分掌事務
（1）～（6）　［略］	（1）～（6）　［略］
	（７）　保健所運営協議会に関すること。
管理担当の分掌事務	管理担当の分掌事務
（1）～（3）　［略］	（1）～（3）　［略］
（４）　保健所、福祉総合相談センター、児童相談所、環境保健研究センター、高等看護学院、精神保健福祉センター及び杜陵学園に関すること（企画担当の主管に属するものを除く。）。	（４）　保健所、福祉総合相談センター、児童相談所、高等看護学院、精神保健福祉センター及び杜陵学園に関すること（企画担当の主管に属するものを除く。）。
３　［略］	３　［略］
４　地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。	４　地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。
［略］	［略］
指導生保担当の分掌事務	指導生保担当の分掌事務
（1）～（3）　［略］	（1）～（3）　［略］
	（４）　生活困窮者の自立支援に関すること。
（４）　［略］	（５）　［略］
５　［略］	５　［略］

６　障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。	６　障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。
こころの支援・療育担当の分掌事務	こころの支援・療育担当の分掌事務
（1）～（3）　［略］	（1）～（3）　［略］
（4）　心身障害児の福祉に関すること（児童家庭課の主管に属するものを除く。）。	（4）　心身障害児の福祉に関すること（子ども子育て支援課の主管に属するものを除く。）。
（5）～（8）　［略］	（5）～（8）　［略］
	（9）　自殺総合対策に関すること。
	(10)　岩手県立療育センターの管理に関すること。
（9）　［略］	(11)　［略］
［略］	［略］
療育センター整備担当の分掌事務	療育センター整備担当の分掌事務
（1）　自殺総合対策に関すること。	
（2）　岩手県立療育センターの管理に関すること。	
（3）　［略］	（1）　［略］
７　児童家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。	７　子ども子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。
健全育成担当及び少子化担当の分掌事務	子ども家庭担当及び少子化・子育て支援担当の分掌事務
（1）～（3）　［略］	（1）～（3）　［略］
健全育成担当の分掌事務	子ども家庭担当の分掌事務
（1）～（7）　［略］	（1）～（7）　［略］
少子化担当の分掌事務	少子化・子育て支援担当の分掌事務
（1）　［略］	（1）　［略］
（2）　保育士に関すること。	
（3）　［略］	（2）　［略］
（4）　［略］	（3）　［略］
（5）　［略］	（4）　［略］
（6）　保育士試験に関すること。	
（7）　［略］	（5）　［略］
（8）　［略］	（6）　［略］
	（7）　保育所に関すること。
	（8）　認定こども園に関すること。
	（9）　保育士に関すること。
	(10)　保育士試験に関すること。
（9）　［略］	(11)　［略］
８　医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。	８　医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。
医療政策担当の分掌事務	医療政策担当の分掌事務
（1）～（3）　［略］	（1）～（3）　［略］
（4）　保健所運営協議会及び医療審議会に関すること。	（4）　医療審議会に関すること。
［略］	［略］
（商工労働観光部の分課及びその分掌事務）	（商工労働観光部の分課及びその分掌事務）
第11条　商工労働観光部に次の室及び課を置く。	第11条　商工労働観光部に次の室及び課を置く。
（1）・（2）　［略］	（1）・（2）　［略］

（3）　科学・ものづくり振興課	（3）　ものづくり自動車産業振興課
（4）～（7）　［略］	（4）～（7）　［略］
2　商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。	2　商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。
［略］	［略］
管理担当の分掌事務	管理担当の分掌事務
（1）・（2）　［略］	（1）・（2）　［略］
（3）　大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所、先端科学技術研究センター、産業技術短期大学校及び職業能力開発校に関すること。	（3）　大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所、産業技術短期大学校及び職業能力開発校に関すること。
（4）～（7）　［略］	（4）～（7）　［略］
自動車産業振興担当の分掌事務	
（1）　自動車関連産業の振興に関すること。	
（2）　自動車関連産業に係る人材の育成に関すること。	
（3）　自動車関連企業の誘致に関すること。	
被災企業支援担当の分掌事務	
（1）　東日本大震災津波により被害を受けた企業の再建の支援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。	
3　経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。	3　経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。
［略］	［略］
金融・商業まちづくり担当の分掌事務	金融・商業まちづくり担当の分掌事務
（1）～（5）　［略］	（1）～（5）　［略］
	被災企業支援担当の分掌事務
	（1）　東日本大震災津波により被害を受けた企業の再建の支援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
4　科学・ものづくり振興課の分掌事務は、次のとおりとする。	4　ものづくり自動車産業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。
科学技術担当の分掌事務	
（1）　科学技術の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。	
（2）　試験研究の総括に関すること。	
（3）　知的財産に関すること。	
ものづくり振興担当の分掌事務	ものづくり振興担当の分掌事務
（1）　ものづくり産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。	（1）　ものづくり産業の振興に関すること。
（2）　ものづくりに係る人材の育成に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。	（2）　ものづくりに係る人材の育成に関すること。
（3）　［略］	（3）　［略］
	（4）　中小企業の知的財産の活用等に係る支援に関すること。
	自動車産業振興担当の分掌事務
	（1）　自動車関連産業の振興に関すること。

	（２）　自動車関連企業の誘致に関すること。
５　［略］	５　［略］
６　観光課の分掌事務は、次のとおりとする。	６　観光課の分掌事務は、次のとおりとする。
［略］	［略］
宣伝誘客担当の分掌事務	宣伝誘客担当の分掌事務
（１）・（２）　［略］	（１）・（２）　［略］
	三陸観光再生担当の分掌事務
	（１）　三陸地域の観光産業等の復興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
７　企業立地推進課の分掌事務は、次のとおりとする。	７　企業立地推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
（１）　企業の誘致に関すること（商工企画室の主管に属するものを除く。）。	（１）　企業の誘致に関すること（ものづくり自動車産業振興課の主管に属するものを除く。）。
（２）～（６）　［略］	（２）～（６）　［略］
８　［略］	８　［略］
（農林水産部の分課及びその分掌事務）	（農林水産部の分課及びその分掌事務）
第12条　［略］	第12条　［略］
２　農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。	２　農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。
［略］	［略］
復興推進担当の分掌事務	復興推進担当の分掌事務
（１）　［略］	（１）　［略］
	復旧対策担当の分掌事務
	（１）　農林水産業の災害復旧に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
特定課題担当の分掌事務	特定課題担当の分掌事務
（１）　［略］	（１）　［略］
３　［略］	３　［略］
４　流通課の分掌事務は、次のとおりとする。	４　流通課の分掌事務は、次のとおりとする。
企画マーケティング担当の分掌事務	６次産業化推進担当の分掌事務
（１）　農林水産物のマーケティングの企画に関すること。	（１）　農林水産物の販路拡大に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
	（２）　農林水産業の６次産業化に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
（２）　［略］	（３）　［略］
（３）　［略］	（４）　［略］
（４）　農産物の加工に関すること。	
［略］	［略］
５～16　［略］	５～16　［略］
（県土整備部の分課及びその分掌事務）	（県土整備部の分課及びその分掌事務）
第13条　［略］	第13条　［略］
２　県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。	２　県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。
［略］	［略］

管理担当の分掌事務	管理担当の分掌事務
(1)～(4)　[略]	(1)～(4)　[略]
(5)　公有地の拡大の推進に関すること(政策推進室及び市町村課の主管に属するものを除く。)。	
(6)　国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。	
(7)　高速自動車国道用地に係る受託業務の総括に関すること。	
(8)　土地収用の事業認定その他の手続及び処分に関すること。	
(9)　土木事業の執行に伴う損失補償に関すること。	
(10)　公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地の先行取得に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。	
(11)　事業認定審議会に関すること。	
(12)　収用委員会に関すること。	
	用地担当の分掌事務
	(1)　公有地の拡大の推進に関すること(市町村課及び企業立地推進課の主管に属するものを除く。)。
	(2)　国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。
	(3)　高速自動車国道用地に係る受託業務の総括に関すること。
	(4)　土地収用の事業認定その他の手続及び処分に関すること。
	(5)　土木事業の執行に伴う損失補償に関すること。
	(6)　公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地の先行取得に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。
	(7)　事業認定審議会に関すること。
	(8)　収用委員会に関すること。
3～7　[略]	3～7　[略]
8　都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。	8　都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。
管理開発担当の分掌事務	管理開発担当の分掌事務
(1)・(2)　[略]	(1)・(2)　[略]
(3)　土地区画整理事業に関すること(まちづくり担当の主管に属するものを除く。)。	
(4)　[略]	(3)　[略]
(5)　[略]	(4)　[略]
(6)　[略]	(5)　[略]
[略]	[略]

まちづくり担当の分掌事務	まちづくり担当の分掌事務
（１）　中心市街地の活性化に関する施策に係る土地区画整理事業に関すること。	（１）　土地区画整理事業に関すること。
（２）～（６）　［略］	（２）～（６）　［略］
９～12　［略］	９～12　［略］
（復興局の分課及びその分掌事務）	（復興局の分課及びその分掌事務）
第13条の２　復興局に次の課を置く。	第13条の２　復興局に次の課を置く。
（１）　総務企画課	（１）　復興推進課
（２）～（４）　［略］	（２）～（４）　［略］
２　総務企画課の分掌事務は、次のとおりとする。	２　復興推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
［略］	［略］
計画担当の分掌事務	推進協働担当の分掌事務
（１）　東日本大震災津波による災害からの復興に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。	（１）　東日本大震災津波による災害からの復興に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。
（２）　［略］	（２）　［略］
３～５　［略］	３～５　［略］
（国体・障がい者スポーツ大会局の分課及びその分掌事務）	（国体・障がい者スポーツ大会局の分課及びその分掌事務）
第13条の３　国体・障がい者スポーツ大会局に次の課を置く。	第13条の３　国体・障がい者スポーツ大会局に次の課を置く。
（１）～（３）　［略］	（１）～（３）　［略］
	（４）　障がい者スポーツ大会課
２　総務課の分掌事務は、次のとおりとする。	２　総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
（１）　局の総括に関すること。 （２）　局内の事務管理、人事、経理及び物品の管理に関すること。 （３）　第71回国民体育大会（以下「国体」という。）及び第16回全国障害者スポーツ大会（以下「障害者スポーツ大会」という。）の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。 （４）　国体及び障害者スポーツ大会の広報及び県民運動に関すること。 （５）　局内各課の連絡に関すること。 （６）　局内他課の主管に属しないこと。	企画広報担当及び管理担当の分掌事務 （１）　局の総括に関すること。 （２）　局内各課の連絡に関すること。 （３）　局内他課の主管に属しないこと。 企画広報担当の分掌事務 （１）　第71回国民体育大会（以下「国体」という。）の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。 （２）　国体及び第16回全国障害者スポーツ大会（以下「障害者スポーツ大会」という。）の広報に関すること。

	（３）　局内の予算に関すること。 管理担当の分掌事務 （１）　局内の事務管理、人事、経理及び物品の管理に関すること。 （２）　国体及び障害者スポーツ大会の募金及び企業協賛に関すること。 県民運動担当の分掌事務 （１）　国体及び障害者スポーツ大会の県民運動に関すること。
３　施設課の分掌事務は、次のとおりとする。	３　施設課の分掌事務は、次のとおりとする。
（１）～（３）　［略］	（１）～（３）　［略］
（４）　国体及び障害者スポーツ大会の宿泊及び衛生に関すること。	（４）　国体及び障害者スポーツ大会の宿泊及び衛生、医療及び救護並びに警備及び消防に関すること。
４　競技式典課の分掌事務は、次のとおりとする。	４　競技式典課の分掌事務は、次のとおりとする。
（１）　国体の競技運営に関すること。 （２）　国体及び障害者スポーツ大会の式典に関すること。	競技式典担当の分掌事務 （１）　国体（冬季大会を除く。）の競技運営に関すること。 （２）　国体及び障害者スポーツ大会の式典に関すること。 冬季競技担当の分掌事務 （１）　国体のうち冬季大会の競技運営に関すること。 ５　障がい者スポーツ大会課の分掌事務は、次のとおりとする。 （１）　障害者スポーツ大会の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。 （２）　障害者スポーツ大会の競技運営に関すること。
（総務部に属する出先機関の内部組織）	（総務部に属する出先機関の内部組織）
第31条　［略］	第31条　［略］
	第２款　政策地域部に属する出先機関 （先端科学技術研究センター） 第31条の２　次の事務を処理するため、岩手県先端科学技術研究センターを置く。 （１）　先端的な科学技術の研究に関すること。 （２）　先端的な科学技術に関する研究の企画及び調整に関すること。 （３）　先端的な科学技術に関する情報の収集及び提供並びに研究交流に関すること。 ２　岩手県先端科学技術研究センターの位置は、盛岡市とする。
第２款　［略］	第３款　［略］
第33条　［略］	第33条　［略］

	（環境保健研究センター） 第33条の２　岩手県環境保健研究センターの所掌事務は、次のとおりである。 （１）　環境及び保健に関する調査研究及び技術開発に関すること。 （２）　環境及び保健に関する普及啓発、研修指導及び情報提供に関すること。 （３）　病原の検索及び血清学的検査に関すること。 （４）　薬品その他の化学試験に関すること。 （５）　食品の検査に関すること。 （６）　その他公衆衛生に関する試験検査に関すること。 （７）　保健所その他の衛生試験検査施設の指導に関すること。 （８）　環境に関する監視、測定及び検査に関すること。 ２　岩手県環境保健研究センターの位置は、盛岡市とする。
（環境生活部に属する出先機関の内部組織）	（環境生活部に属する出先機関の内部組織）
第35条　環境生活部に属する出先機関に、別表第５に掲げるところにより、課を置く。	第35条　環境生活部に属する出先機関に、別表第５に掲げるところにより、部及び課を置く。
２　［略］	２　［略］
第３款　［略］	第４款　［略］
（環境保健研究センター） 第42条　岩手県環境保健研究センターの所掌事務は、次のとおりである。 （１）　環境及び保健に関する調査研究及び技術開発に関すること。 （２）　環境及び保健に関する普及啓発、研修指導及び情報提供に関すること。 （３）　病原の検索及び血清学的検査に関すること。 （４）　薬品その他の化学試験に関すること。 （５）　食品の検査に関すること。 （６）　その他公衆衛生に関する試験検査に関すること。 （７）　保健所その他の衛生試験検査施設の指導に関すること。 （８）　環境に関する監視、測定及び検査に関すること。 ２　岩手県環境保健研究センターの位置は、盛岡市である。	第42条　削除
（保健福祉部に属する出先機関の内部組織）	（保健福祉部に属する出先機関の内部組織）
第46条　保健福祉部に属する出先機関に、別表第６に掲げるところにより、事務局、部、課及び科を置く。	第46条　保健福祉部に属する出先機関に、別表第６に掲げるところにより、部、課及び科を置く。
第４款　［略］	第５款　［略］
第51条　削除	第51条及び第52条　削除
（先端科学技術研究センター）	

第52条　次の事務を処理するため、岩手県先端科学技術研究センターを置く。

（１）　先端的な科学技術の研究に関すること。

（２）　先端的な科学技術に関する研究の企画及び調整に関すること。

（３）　先端的な科学技術に関する情報の収集及び提供並びに研究交流に関すること。

２　岩手県先端科学技術研究センターの位置は、盛岡市とする。

（商工労働観光部に属する出先機関の内部組織）

第55条　商工労働観光部に属する出先機関に、別表第７に掲げるところにより、事務局、部、課及び科を置く。

２　事務局、部、課及び科の分掌事務は、別に定める。

第５款　［略］

第６款　［略］

第76条　前２章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名　称	室課等
［略］	
行政情報コーナー	［略］
岩手県パスポートセンター ＮＰＯ活動交流センター 国際交流センター	ＮＰＯ・文化国際課
［略］	
青少年活動交流センター 男女共同参画センター	青少年・男女共同参画課
配偶者暴力相談支援センター	青少年・男女共同参画課 ［略］

（商工労働観光部に属する出先機関の内部組織）

第55条　商工労働観光部に属する出先機関に、別表第７に掲げるところにより、事務局、部及び科を置く。

２　事務局、部及び科の分掌事務は、別に定める。

第６款　［略］

第７款　［略］

第76条　前２章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名　称	室課等
［略］	
行政情報コーナー	［略］
［略］	
青少年活動交流センター 男女共同参画センター 岩手県パスポートセンター ＮＰＯ活動交流センター 国際交流センター	若者女性協働推進室
配偶者暴力相談支援センター	若者女性協働推進室 ［略］

県民医療相談センター	医療政策室
岩手県感染症情報センター	［略］
［略］	
子育てサポートセンター	児童家庭課
家庭児童相談室	［略］
岩手県計量センター	［略］
［略］	

（職）

第78条　次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区　分		職	職　務
本庁	［略］		
	環境生活部	［略］	［略］
	［略］		
	県土整備部	［略］	
	復興局	復興担当技監	
	室	［略］	
	総合防災室	防災危機管理監	上司の命を受け、第７条第８項防災危機管理担当の分掌事務第１号、第６号、第８号、第９号、第11号及び第13号についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
		［略］	
	政策推進室	首席ＩＬＣ推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、国際リニアコライダー計画の推進に関する事務を掌

岩手県感染症情報センター	［略］
［略］	
子育てサポートセンター	子ども子育て支援課
家庭児童相談室	［略］
県民医療相談センター	医療政策室
岩手県計量センター	［略］
［略］	

（職）

第78条　次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区　分		職	職　務
本庁	［略］		
	環境生活部	［略］	［略］
	［略］		
	県土整備部	［略］	
	室	［略］	
	総合防災室	防災危機管理監	上司の命を受け、第７条第８項防災危機管理担当の分掌事務第１号、第６号、第８号、第９号、第10号、第12号及び第14号についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
		［略］	
	政策推進室		

			理する。
		政策監	［略］
		ＩＬＣ推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第８条第２項ＩＬＣ推進担当の分掌事務を掌理する。
		調整監	［略］
		［略］	
		分権推進課長	［略］
	競馬改革推進室	［略］	
	［略］		
広域振興局	［略］		
	部	部長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理するとともに、盛岡広域振興局の部長にあっては、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		［略］	
	［略］		
総務部に属する出先機関	［略］		

		政策監	［略］
		調整監	［略］
		［略］	
		分権推進課長	［略］
	科学ＩＬＣ推進室	首席ＩＬＣ推進監	上司の命を受け、国際リニアコライダー建設の実現についての企画及び立案に参画する。
	競馬改革推進室	［略］	
	［略］		
広域振興局	［略］		
	部	部長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。
		［略］	
	［略］		
総務部に属する出先機関	［略］		
政策地域部に属する出先機関	先端科学技術研究センター	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。
		副所長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

環境生活部に属する出先機関	食肉衛生検査所	［略］	
	県民生活センター	［略］	
保健福祉部に属する出先機関	［略］		
	児童相談所	［略］	
	環境保健研究センター	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。
		副所長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		部長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を処理する。
	看護師養成所	［略］	
	［略］		
商工労働観光部に属する出先機関	大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所	［略］	
	先端科学技術研究センター	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。

環境生活部に属する出先機関	食肉衛生検査所	［略］	
	環境保健研究センター	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。
		副所長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		部長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を処理する。
	県民生活センター	［略］	
保健福祉部に属する出先機関	［略］		
	児童相談所	［略］	
	看護師養成所	［略］	
	［略］		
商工労働観光部に属する出先機関	大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所	［略］	

		副所長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		部長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を処理する。
	産業技術短期大学校	［略］	
	［略］		
［略］			

２　前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区　分		職	職　務
本庁	［略］		
	秘書広報室並びに室、課及び所並びに出納局	主任主査	［略］
		主任及び主任行政専門員	［略］
	［略］		
広域振興局	部	［略］	
		主任主査	［略］
		主任及び主任行政専門員	［略］
	［略］		
総務部に属する出先機関	［略］		
		［略］	
		主査	［略］

	産業技術短期大学校	［略］	
	［略］		
［略］			

２　前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区　分		職	職　務
本庁	［略］		
	秘書広報室並びに室、課及び所並びに出納局	主任主査	［略］
		主査行政専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、秘書広報室若しくは室、課若しくは所又は出納局の特定事務を処理する。
		主任及び主任行政専門員	［略］
	［略］		
広域振興局	部	［略］	
		主任主査	［略］
		主査行政専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の特定事務を処理する。
		主任及び主任行政専門員	［略］
	［略］		
総務部に属する出先機関	［略］		
		［略］	
		主査及び	［略］

		［略］	
環境生活部に属する出先機関		［略］	
		主査	［略］
		［略］	
保健福祉部に属する出先機関	［略］		
		［略］	
		主査	［略］
		［略］	
商工労働観光部に属する出先機関	［略］		
		［略］	
		主査	［略］
		［略］	
農林水産部に属する出先機関	［略］		
		［略］	
		主査	［略］

		主査行政専門員	
		［略］	
政策地域部に属する出先機関		主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
		主査及び主査行政専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理する。
		主任及び主任行政専門員	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。
		所付	上司の命を受け、所等の特定事務を処理する。
環境生活部に属する出先機関		［略］	
		主査及び主査行政専門員	［略］
		［略］	
保健福祉部に属する出先機関	［略］		
		［略］	
		主査及び主査行政専門員	［略］
		［略］	
商工労働観光部に属する出先機関	［略］		
		［略］	
		主査及び主査行政専門員	［略］
		［略］	
農林水産部に属する出先機関	［略］		
		［略］	
		主査及び主査行政専門員	［略］

		［略］	
県土整備部に属する出先機関		［略］	
		主査	［略］
		［略］	

3　［略］

4　前３項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職		職　務
行政職	教授、首席特別税務調査員、首席児童指導員、首席技術指導員、助教授、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席保育士、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、講師、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査保育士、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任保育士、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、建築監視員、主任主事、主任技師、	［略］

		［略］	
県土整備部に属する出先機関		［略］	
		主査及び主査行政専門員	［略］
		［略］	

3　［略］

4　前３項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職		職　務
行政職	教授、首席特別税務調査員、首席児童指導員、首席技術指導員、助教授、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、講師、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、建築監視員、主任主事、主任技師、主事、技師、行政専門員、通信技師、消	［略］

	主事、技師、行政専門員、通信技師、消防教官、栄養指導員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、医療社会事業士、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、労働金庫検査員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、水産資源保護指導吏員
［略］	

５　［略］

第79条　前条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職　務
電話交換長、主任電話交換手、電話交換手、甲板長、主任甲板員、甲板員、操機長、主任操機手、操機手、司厨長、車庫長、副車庫長、運転技士、ボイラー技士、主任技能員、技能員、守衛長、副守衛長、主任守衛、守衛、主任用務員、用務員、主任調理員、調理員、主任事務員及び事務員	［略］

別表第１　広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部　等	課　等
盛岡広域振興局	［略］	
	土木部	
	［略］	
	道路河川室	［略］
		河川砂防課
	［略］	
	岩手土木センター	［略］
		工務課
		災害復旧対策課
［略］		

	防教官、栄養指導員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、水産資源保護指導吏員
［略］	

５　［略］

第79条　前条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職　務
甲板長、主任甲板員、甲板員、操機長、主任操機手、操機手、司厨長、車庫長、副車庫長、運転技士、主任技能員、技能員、守衛長、副守衛長、主任守衛、守衛、主任用務員、用務員、主任事務員及び事務員	［略］

別表第１　広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部　等	課　等
盛岡広域振興局	［略］	
	土木部	
	［略］	
	道路河川室	［略］
		河川砂防課
		災害復旧対策課
	［略］	
	岩手土木センター	［略］
		工務課
［略］		

別表第２

１　広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条－第22条関係）

分掌事務	分掌の区分						備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	県税部県税センター	
［略］							
12　［略］	［略］						
13　社会貢献活動の促進に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○	○					
14　特定非営利活動法人に関すること（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人に関するものを除く。）。	○	○					
15　文化芸術振興に関すること（他	○						

別表第２

１　広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条－第22条関係）

分掌事務	分掌の区分						備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	県税部県税センター	
［略］							
12　［略］	［略］						
13～18　削除							

部等の主管に属するものを除く。）。							
16　生活文化に関すること。	○						
17　国際交流及び国際協力に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○						
18　削除							
19　［略］	［略］						
20　青少年の健全育成に関すること。	○	○					経営企画部地域振興センターにあっては、青少年の環境浄化に関することに限る。
21　男女共同参画の推進に関すること。	○						
［略］							
29　［略］	［略］						

19　［略］	［略］						
19の２　三陸ジオパークの推進に関すること。	○	○					盛岡広域振興局経営企画部及び県南広域振興局経営企画部並びに県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センターを除く。
20・21　削除							
［略］							
29　［略］	［略］						

29の２　青少年の健全育成に関すること。	○	○					経営企画部地域振興センターにあっては、青少年の環境浄化に関することに限る。
29の３　男女共同参画の推進に関すること。	○						
29の４　社会貢献活動の促進に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○	○					
29の５　特定非営利活動法人に関すること（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人に関するものを除く。）。	○	○					
29の６　文化芸術振興に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○						
29の７　生活文化に関すること。	○						

30　［略］	［略］
［略］	

［略］

２・３　［略］

４　広域振興局土木部及び土木部土木センターの分掌事務（第28条関係）

分掌事務	分掌の区分		備　考
	土木部	土木部土木センター	
［略］			
28　［略］	［略］		［略］
［略］			
37　［略］	［略］		
38　［略］	［略］		
39　［略］	［略］		
40　［略］	［略］		
41　［略］	［略］		［略］
42　［略］	［略］		

［略］

別表第３　本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
［略］		
総務部	［略］	
	人事課	給与人事担当課長　組織行革担当課長
	［略］	

29の８　国際交流及び国際協力に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○						
30　［略］	［略］						
［略］							

［略］

２・３　［略］

４　広域振興局土木部及び土木部土木センターの分掌事務（第28条関係）

分掌事務	分掌の区分		備　考
	土木部	土木部土木センター	
［略］			
28　［略］	［略］		［略］
［略］			
37　［略］	［略］		
38　建築物の耐震改修の計画の認定等に関すること。	○	○	
39　［略］	［略］		
40　［略］	［略］		
41　［略］	［略］		
42　［略］	［略］		［略］
43　［略］	［略］		

［略］

別表第３　本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
［略］		
総務部	［略］	
	人事課	給与人事担当課長　行政経営担当課長
	［略］	

	法務学事課	私学・情報公開課長　行政情報化推進課長
	［略］	
政策地域部	［略］	
	ＮＰＯ・文化国際課	文化振興担当課長
	地域振興室	県北沿岸・定住交流課長　交通課長　地域情報化課長
環境生活部	［略］	
	廃棄物特別対策室	［略］
保健福祉部	［略］	
	児童家庭課	健全育成担当課長　少子化担当課長
	［略］	
商工労働観光部	商工企画室	企画課長　管理課長　自動車産業振興課長
	［略］	
	科学・ものづくり振興課	科学技術担当課長
	［略］	
農林水産部	［略］	
	流通課	企画マーケティング担当課長　流通改善担当課長
	［略］	
県土整備部	県土整備企画室	企画課長　管理課長
	［略］	
復興局	総務企画課	管理担当課長　計画担当課長
	［略］	
	生活再建課	［略］

	法務学事課	私学・情報公開課長
	［略］	
政策地域部	［略］	
	情報政策課	情報システム担当課長
	地域振興室	県北沿岸・定住交流課長　交通課長
	科学ＩＬＣ推進室	科学技術担当課長　ＩＬＣ推進課長
環境生活部	［略］	
	廃棄物特別対策室	［略］
	若者女性協働推進室	青少年・男女共同参画課長　ＮＰＯ・文化国際課長　文化振興担当課長
保健福祉部	［略］	
	子ども子育て支援課	子ども家庭担当課長　少子化・子育て支援担当課長
	［略］	
商工労働観光部	商工企画室	企画課長　管理課長
	［略］	
	ものづくり自動車産業振興課	自動車産業振興課長
	［略］	
農林水産部	［略］	
	流通課	６次産業化推進担当課長　流通改善担当課長
	［略］	
県土整備部	県土整備企画室	企画課長　管理課長　用地課長
	［略］	
復興局	復興推進課	管理担当課長　推進協働担当課長
	［略］	
	生活再建課	［略］
国体・障がい者ス	総務課	企画広報担当課長
	競技式典課	冬季競技担当課長

出納局	［略］	

別表第５　環境生活部に属する出先機関の課（第35条関係）

出先機関	課
岩手県食肉衛生検査所	検査指導課
	精密衛生検査課

別表第６　保健福祉部に属する出先機関の事務局、部、課及び科（第46条関係）

出先機関	事務局及び部	課	科
［略］			
岩手県福祉総合相談センター	［略］		
岩手県環境保健研究センター	企画情報部		
	保健科学部		
	衛生科学部		
	環境科学部		
	地球科学部		
	検査部		
高等看護学院	［略］		

別表第７　商工労働観光部に属する出先機関の事務局、部及び科（第55条関係）

出先機関	事務局及び部	科
岩手県先端科学技術研究センター	総務部	
	企画部	
	研究部	
岩手県立産業技術短期大学校	［略］	
	［略］	
［略］		

別表第11　附属機関（第77条関係）

［略］

ポーツ大会局		
出納局	［略］	

別表第５　環境生活部に属する出先機関の部及び課（第35条関係）

出先機関	部	課
岩手県食肉衛生検査所		検査指導課
		精密衛生検査課
岩手県環境保健研究センター	企画情報部	
	保健科学部	
	衛生科学部	
	環境科学部	
	地球科学部	
	検査部	

別表第６　保健福祉部に属する出先機関の部、課及び科（第46条関係）

出先機関	部	課	科
［略］			
岩手県福祉総合相談センター	［略］		
高等看護学院	［略］		

別表第７　商工労働観光部に属する出先機関の事務局、部及び科（第55条関係）

出先機関	事務局及び部	科
岩手県立産業技術短期大学校	［略］	
	［略］	
［略］		

別表第11　附属機関（第77条関係）

［略］

条例によるもの

名　称	所掌事務
［略］	
岩手県政策評価委員会	［略］
岩手県社会貢献活動支援審議会	社会貢献活動の支援に関する条例（平成10年岩手県条例第20号）第15条の規定により、社会貢献活動の支援に関する重要事項を調査審議すること。
岩手県文化芸術振興審議会	岩手県文化芸術振興基本条例（平成20年岩手県条例第５号）第21条の規定により、文化芸術の振興に関する基本的事項及び同条例の規定によりその権限に属せられた事項並びにその他文化芸術の振興に関し必要な事項を調査審議すること。
岩手県環境影響評価技術審査会	［略］
岩手県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第２条の規定により、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について必要な重要事項を調査審議し、並びにこの施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
岩手県青少年環境浄化審議会	青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）第20条の規定により、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等の指定等に関する事項を調査審議すること。
岩手県男女共同参画審議会	岩手県男女共同参画推進条例（平成14年岩手県条例第61号）第23条の規定により、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

条例によるもの

名　称	所掌事務
［略］	
岩手県政策評価委員会	［略］
岩手県環境影響評価技術審査会	［略］

岩手県食の安全安心委員会	［略］
岩手県消費生活審議会	［略］
保健所運営協議会	［略］
［略］	

岩手県食の安全安心委員会	［略］
岩手県消費生活審議会	［略］
岩手県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第２条の規定により、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について必要な重要事項を調査審議し、並びにこの施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
岩手県青少年環境浄化審議会	青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）第20条の規定により、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等の指定等に関する事項を調査審議すること。
岩手県男女共同参画審議会	岩手県男女共同参画推進条例（平成14年岩手県条例第61号）第23条の規定により、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
岩手県社会貢献活動支援審議会	社会貢献活動の支援に関する条例（平成10年岩手県条例第20号）第15条の規定により、社会貢献活動の支援に関する重要事項を調査審議すること。
岩手県文化芸術振興審議会	岩手県文化芸術振興基本条例（平成20年岩手県条例第５号）第21条の規定により、文化芸術の振興に関する基本的事項及び同条例の規定によりその権限に属せられた事項並びにその他文化芸術の振興に関し必要な事項を調査審議すること。
保健所運営協議会	［略］
［略］	

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成26年４月１日から施行する。

（予算規則の一部改正）

2　予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第１（第２条関係） ［略］ 岩手県消防学校 岩手県立県民生活センター ［略］ 岩手県宮古児童相談所 岩手県環境保健研究センター 岩手県立一関高等看護学院 ［略］ 岩手県福岡事務所 岩手県先端科学技術研究センター 岩手県立産業技術短期大学校 ［略］	別表第１（第２条関係） ［略］ 岩手県消防学校 岩手県先端科学技術研究センター 岩手県環境保健研究センター 岩手県立県民生活センター ［略］ 岩手県宮古児童相談所 岩手県立一関高等看護学院 ［略］ 岩手県福岡事務所 岩手県立産業技術短期大学校 ［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

（岩手県労働委員会事務局組織に関する規則の一部改正）

3　岩手県労働委員会事務局組織に関する規則（昭和39年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（職及び職務）
第５条　［略］
２　前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を課の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><th>職</th><th>職　務</th></tr>
<tr><td>主任主査</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>主任及び主任行政専門員</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table>
３　［略］</td>
<td>（職及び職務）
第５条　［略］
２　前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を課の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><th>職</th><th>職　務</th></tr>
<tr><td>主任主査</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>主査行政専門員</td><td>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</td></tr>
<tr><td>主任及び主任行政専門員</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table>
３　［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正部分は、下線の部分である。</td></tr>
</table>

（公有財産規則の一部改正）

4　公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第２条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　［略］ （２）　課長等　次に掲げるものをいう。 ア　秘書広報室にあっては秘書課総括課長、総務部にあっては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、政策地域部にあっては政策推進室長、環境生活部にあっては環境生活企画室長、保健福祉部にあっては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあっては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあっては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあっては県土整備企画室長、復興局にあっては総務企画課総括課長、国体・障がい者スポーツ大会局にあっては総務課総括課長並びに出納局にあっては出納指導監 イ～キ　［略］ （３）～（６）　［略］	（定義） 第２条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　［略］ （２）　課長等　次に掲げるものをいう。 ア　秘書広報室にあっては秘書課総括課長、総務部にあっては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、政策地域部にあっては政策推進室長、環境生活部にあっては環境生活企画室長、保健福祉部にあっては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあっては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあっては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあっては県土整備企画室長、復興局にあっては復興推進課総括課長、国体・障がい者スポーツ大会局にあっては総務課総括課長並びに出納局にあっては出納指導監 イ～キ　［略］ （３）～（６）　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則の一部改正）

5　公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表第４（第３条関係）
<table>
<tr><td rowspan="2">庁舎の名称</td><td rowspan="2">出先機関等</td><td colspan="2">管　理</td></tr>
<tr><td>所管する者</td><td>分掌する者</td></tr>
<tr><td>いわて県民情報交流センター</td><td>［略］</td><td>政策地域部長</td><td>ＮＰＯ・文化国際課総括課長</td></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td></tr>
</table></td><td>別表第４（第３条関係）
<table>
<tr><td rowspan="2">庁舎の名称</td><td rowspan="2">出先機関等</td><td colspan="2">管　理</td></tr>
<tr><td>所管する者</td><td>分掌する者</td></tr>
<tr><td>いわて県民情報交流センター</td><td>［略］</td><td>環境生活部長</td><td>若者女性協働推進室長</td></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正部分は、下線の部分である。</td></tr>
</table>

（債権の管理に関する規則の一部改正）

6　債権の管理に関する規則（昭和39年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第２条　［略］ ２　［略］ ３　この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう	（定義） 第２条　［略］ ２　［略］ ３　この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう

<table>
<tr><td>。
（１）　秘書広報室にあっては秘書課総括課長、総務部にあっては総務室長、政策地域部にあっては政策推進室長、環境生活部にあっては環境生活企画室長、保健福祉部にあっては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあっては商工企画室長、農林水産部にあっては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあっては県土整備企画室長、復興局にあっては総務企画課総括課長、国体・障がい者スポーツ大会局にあっては総務課総括課長並びに出納局にあっては出納指導監
（２）～（７）　［略］
４・５　［略］</td><td>。
（１）　秘書広報室にあっては秘書課総括課長、総務部にあっては総務室長、政策地域部にあっては政策推進室長、環境生活部にあっては環境生活企画室長、保健福祉部にあっては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあっては商工企画室長、農林水産部にあっては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあっては県土整備企画室長、復興局にあっては復興推進課総括課長、国体・障がい者スポーツ大会局にあっては総務課総括課長並びに出納局にあっては出納指導監
（２）～（７）　［略］
４・５　［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正部分は、下線の部分である。</td></tr>
</table>

（岩手県収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部改正）

７　岩手県収用委員会事務局の設置等に関する規則（平成18年岩手県規則第52号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（職及び職務）
第４条　次の表の左欄に掲げる職を事務局の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><th>職</th><th>職　務</th></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>主査</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table></td><td>（職及び職務）
第４条　次の表の左欄に掲げる職を事務局の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><th>職</th><th>職　務</th></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>主査及び主査行政専門員</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正部分は、下線の部分である。</td></tr>
</table>